

平成 6 年 9 月 30 日
兵庫県警察本部訓令第 28 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

2 航空機の運用及び管理については、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和 37 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成 4 年警察庁訓令第 16 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責務)

第 2 条 警備部警備課長（以下「警備課長」という。）は航空機の運用について、総務部装備課長（以下「装備課長」という。）は航空機等（規則第 2 条第 2 号に規定する航空機等をいう。以下同じ。）の管理について責任を負うものとする。

2 航空業務（規則第 2 条第 1 号に規定する航空業務をいう。以下同じ。）に従事する警察職員（以下「航空従事者」という。）は、常に航空関係法令の研究、技術の向上、航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(航空業務計画)

第 3 条 警備課長は、規則第 4 条第 2 項に規定する航空業務計画の策定の指針に基づき、毎年度、航空業務計画（以下「業務計画」という。）を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。

2 警備課長は、業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行うものとする。

第 4 条 削除

第 2 章 体制等

(任務)

第 5 条 航空隊（兵庫県警察組織規程（昭和 58 年兵庫県警察本部訓令第 2 号）第 8 条に規定する航空隊をいう。以下同じ。）は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属との連携を図るものとする。

(航空隊長)

第 6 条 航空隊に隊長を置き、警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

2 隊長は、警備課長の指揮を受け、業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

3 隊長は、業務計画に基づき、次に掲げる計画を作成しなければならない。

- (1) 毎年度の航空機事故（規則第 2 条第 4 号に規定する航空機事故をいう。以下同じ。）の防止に

関する計画

- (2) 四半期ごとの整備計画
- (3) 四半期ごとの訓練計画
- (4) 月別運航計画

4 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊長その他の所属長との緊密な連携を図るものとする。

(運航責任者)

第7条 運航責任者（規則第9条に規定する運航責任者をいう。以下同じ。）は、警備課長が指定する航空従事者たる警察官をもって充てる。

(安全担当者)

第8条 安全担当者（規則第10条に規定する安全担当者をいう。以下同じ。）は、警備課長が指定する航空従事者をもって充てる。

(活動区分)

第9条 航空隊の行う活動は、警備実施活動、航空機警ら活動、特別活動、警察業務の支援活動等、訓練及び待機とする。

- 2 警備実施活動は、災害警備、警衛・警護等の実施時において、警備課長が必要と認める空域又は路線を巡航して、地上等における異常な事象その他の事態についての警戒とその掌握に当たる。
- 3 航空機警ら活動は、通常時において、業務計画によりあらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地上等における異常な事象についての警戒及び管内の地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態の掌握に当たる。

4 特別活動は、次に掲げる活動により行う。

- (1) 緊急配備活動 緊急配備に係る活動
- (2) 初動措置活動 事件、事故等の事案が発生した場合に、当該事案に係る被疑者の発見、事案の状況の把握等の初動措置に係る活動
- (3) 救難救助活動 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は捜索救難に係る活動
- (4) 自隊用務 試験飛行、委託整備等のための往復の空輸飛行、国家試験受験のための飛行等航空機の維持管理又は航空従事者の資格に係る活動

5 警察業務の支援活動等は、次に掲げる活動により行う。

- (1) 警察業務の支援 警察職員の搬送等警備警察以外の部門の要請に基づき、当該部門の業務を支援する活動
- (2) 応援派遣 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づく警察用航空機その他の都道府県警察の援助に係る活動
- (3) 行政支援 本来警察が処理すべき事項ではないが、警察業務と関連する行政上の事項その他公益上の事項について、行政機関等が行う業務を支援する活動

6 訓練は、航空従事者の技量の維持向上のための訓練飛行に当たる。

7 待機は、事件、事故等が発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、航空機等の点検整備及び書類の作成整理に当たる。

(勤務制)

第10条 航空従事者の勤務制は、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）に定めるところによる。

2 勤務時間の割振りは、警備課長が定める。

第3章 運用

第1節 運航の基本

(機長の指定)

第11条 運航責任者は、航空機の運航に際しては、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者のうちから機長を指定しなければならない。

(機長の責任及び権限)

第12条 機長（機長に事故がある場合は、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。次条第2項、第22条第1項及び第33条を除き、以下同じ。）は、航空機の飛行につき、すべての責任を負う。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(飛行計画の承認等)

第13条 機長は、飛行する場合は、飛行計画を策定の上、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとする場合も、同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空基地（規則第6条第2項に規定する航空基地をいう。）から航空機を出発させようとする場合は、運航責任者の承認を受けなければならない。

3 第11条及び前2項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができない場合は、警備課長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行するものとする。

第1節の2 警備実施活動

(警備実施活動)

第13条の2 警備課長は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警衛・警護を行う場合等において、警備実施活動を行う必要があると認めるときは、速やかに、必要な体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第1節の3 航空機警ら活動

(航空機警ら活動の空域)

第14条 航空機警ら活動の空域は、次の表のとおりとする。

区 分	対 象 空 域
第1空域	神戸市、姫路市（第2空域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、川辺郡、加古郡、揖保郡及び赤穂郡
第2空域	姫路市（香寺町、安富町及び夢前町を冠する大字の空域に限る。）、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、宍粟市、加東市、多可郡、神崎郡及び佐用郡
第3空域	豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡

第4空域	洲本市、南あわじ市及び淡路市
------	----------------

- 2 航空機警ら活動は、運航前に前項の空域を定めて実施するものとする。この場合においては、2以上の空域を組み合わせる実施することができる。

（航空機警ら活動の時間）

第15条 航空機警ら活動の1回の時間は、おおむね2時間とする。

- 2 航空機警ら活動を実施する時間帯の設定は、警察事象の多い時間帯、場所等を勘案して行うものとする。

（初動措置）

第16条 地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、110番通報等により事件、事故等を認知した場合において、特別活動（自隊用務を除く。以下この項において同じ。）を行う必要があると認めるときは、特別活動に係る初動的な指示その他必要な指令を行うことができる。

- 2 機長は、航空機警ら活動中に事件、事故等を認知し、又は前項の指令を受けた場合は、計画した航空機警ら活動の空域以外の空域であっても、飛行可能時間等に十分配慮した上、迅速に当該空域に急行する等必要な活動を行うものとする。

第1節の4 要救助者の引継ぎ

（要救助者の引継ぎ）

第16条の2 機長は、第9条に規定する航空隊の活動において、遭難者、水難者その他の要救助者（以下、「要救助者」という。）を航空機により救助したときは、当該要救助者に係る救護の措置について、当該救助場所を管轄する警察署の長等と調整するものとする。

- 2 前項の規定により要救助者の引継ぎを受けることとなった警察署長は、要救助者の搬送、家族への連絡等必要な措置を講ずるものとする。

第2節 派遣要請等

（航空機の派遣の要請等）

第17条 所属長は、警察活動を行う場合において、航空機を利用する必要があると認めるときは、警備課長に航空機の派遣の要請を行うことができる。

- 2 所属長は、前項の規定による要請（以下「航空機派遣要請」という。）を行う場合は、当該要請に係る活動を行おうとする日のおおむね1月前まで（当該要請にかかる活動が警察業務の支援活動等に係るものである場合は、概ね7日前まで）に、次の各号に掲げる事項について、電話等により隊長に連絡し、必要な調整を行った上、当該要請に係る活動を行う日の前日までに航空機派遣要請書（様式第1号）を警備課長に送付するものとする。

- (1) 航空機派遣要請に係る活動の目的
- (2) 航空機派遣要請に係る活動を行うため、航空機に搭乗させる必要がある所属職員の氏名等
- (3) 離着陸の場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、隊長が必要と認める事項

- 3 所属長は、航空機派遣要請を行う場合において、当該要請に係る活動の内容が、救難救助活動等人命に関わるものであって、急を要するものであるときは、前項の規定にかかわらず、電話等により、隊長を経由して警備課長に航空機派遣要請を行うことができる。この場合において、事後速やかに航空機派遣要請書を送付するものとする。

（臨時発着場等の使用）

第18条 所属長は、航空機派遣要請を行う場合において、規則第18条の規定により本部長が指定する臨時発着場（以下「臨時発着場」という。）又は臨時発着場以外の場所（以下「臨時発着場等」という。）を使用して離着陸する必要があると認めるときは、あらかじめ、当該臨時発着場等の所有者又は管理者の承認を得ておくものとする。

2 所属長は、前条第3項の規定により航空機派遣要請を行う場合において、臨時発着場等を使用して離着陸を行う必要があると認めるときは、速やかに、当該臨時発着場等の所有者又は管理者の承認を得るものとする。

3 前2項の場合において、離着陸する場所が臨時発着場以外の場所であるときは、当該臨時発着場以外の場所及びその周辺の地図等を隊長に送付するものとする。

（航空機派遣要請の承認）

第19条 警備課長は、航空機派遣要請を受けた場合は、第17条第2項各号に掲げる事項、離着陸の時間帯等について審査を行うものとする。この場合において、当該要請の内容が適当であると認めるときは、当該要請を承認するものとする。

（関係機関からの航空機の派遣の要請を受けた場合の措置）

第20条 警備課長は、兵庫県の部局その他の関係機関から航空機の派遣の要請を受けた場合は、航空機派遣要請書の提出を求めるとともに、前条前段の規定に準じて審査を行うものとする。この場合において、当該要請の内容が適当であり、航空機の派遣を行う必要があると認めるときは、当該要請を承認することができる。

2 警備課長は、前項の規定により航空機の派遣を行う場合において、兵庫県の職員以外の者を搭乗させるときは、誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

（効率的運航）

第21条 所属長は、第19条の規定により航空機の派遣に係る承認を受けた場合は、航空機を効率的に運航するため、あらかじめ隊長と細部事項について十分な打合せをしなければならない。

（搭乗時の措置）

第22条 機長は、航空機に航空従事者以外の者を搭乗させる場合は、その者に対して警察手帳、身分証明書等の提示を求め、その身分を確認するとともに、機長の指示する事項及び航空機搭乗者注意事項（別表）に規定する事項に従う必要があることについて説明を行わなければならない。

第3節 安全運航

（飛行計画の変更）

第23条 機長は、気象の急変、機体の変調等により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、飛行を取りやめるものとする。

(1) 飛行計画どおりの飛行が困難な状態であること。

(2) 安全な運航に支障が生ずる状態であること。

（救急用具の装備）

第24条 機長は、航空機の運航に当たっては、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第150条に規定する救急用具のほか、運航目的に応じて必要があると認められる救急用具を装備しなければならない。

（通信連絡）

第25条 機長は、航空機の運航に当たっては、無線局を開局し、警察無線局等と緊密な通信連絡を行い、航空機の位置及び運航状態を明らかにするよう努めなければならない。

（安全措置）

第26条 警察署長は、管轄区域内の臨時発着場等が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため、警備課長と協議し、必要により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 関係者以外の者の立入りを禁止すること。
- (2) 風向き、風速等を上空から確認できるようにするため、発着場に吹き流し等を立てること。
- (3) 着陸地点付近の地面が乾燥している場合は、砂じんの飛散を防止するため散水すること。
- (4) 駐機中の航空機、保管燃料等の警戒を行うこと。

(飛行安全基準)

第27条 警備課長は、航空関係法令に定めるもののほか、飛行の安全に必要があると認めるときは、飛行安全基準を定めることができる。

第4節 応援派遣

(派遣要員等の指定)

第28条 警備課長は、応援派遣を行う場合は、その目的、任務、派遣人員等を勘案の上、航空機の特性を十分発揮できるよう要員等を指定しなければならない。

第5節 事故発生時の措置

(機長の措置)

第29条 機長は、飛行中において、発動機の故障、気象の急変その他の理由により航空機に危難が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた場合（以下「危難等発生時」という。）は、人命の安全を図るための必要な措置を講ずるとともに、直ちに警察無線局等に緊急通信を行うよう努めなければならない。

2 機長は、危難等発生時その他緊急の事態が発生した場合において、航空機を不時着させる必要があると認めたとき、又は航空機を不時着させたときは、直ちに、次に掲げる事項を通信指令課長に報告するとともに、最寄りの航空管制機関に通報するように努めなければならない。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長の氏名
- (3) 特定事故の発生の日時及び場所並びに当該場所における当時の気象状態
- (4) 特定事故の発生の前後の状況
- (5) 死傷者（行方不明者を含む。以下この号において同じ。）の氏名及び負傷の程度その他死傷者の搜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 物件の損壊の程度
- (7) 特定事故の原因と推定される事項
- (8) 特定事故に対する措置の概要

(通信指令課長の措置)

第30条 通信指令課長は、前条第2項の規定による報告を受信した場合は、直ちに当該報告の内容を警備課長に通報しなければならない。

(警備課長の事故報告)

第31条 警備課長は、前条の規定による通報その他の通報により航空機事故が発生したことを認知した場合は、速やかに、本部長に報告しなければならない。

(事故調査)

第32条 警備課長は、航空機事故が発生した場合は、当該事故の原因を明らかにするため、規則第16条に規定する調査（以下「事故調査」という。）を行い、所見を添えて、その結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 本部長は、事故調査を行う場合において、必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。
- 3 委員会は、本部長の指名又は委嘱する委員をもって構成する。

第4章

（飛行前後の整備等）

第33条 機長は、運航の安全を図るため、出発前に施行規則第164条の15に規定する事項について確認しなければならない。

- 2 航空整備士は、飛行に先立って航空機の機体、装備品、燃料、潤滑油、積載物等の安全性等について点検を行い、飛行後は、航空機の各部の点検整備及び所要の書類整理を行わなければならない。

（航空機の機能保持）

第34条 運航責任者は、規則第21条の規定に基づく所要の整備を航空整備士に実施させ、機能の保持に努めなければならない。

（定期検査）

第35条 規則第22条に規定する検査は、装備課長が実施するものとする。

第5章

（臨時発着場の指定等）

第36条 警備課長は、臨時発着場の指定の状況について、臨時発着場一覧表（様式第3号）により明らかにしておくものとする。この場合において、警備課長は、臨時発着場の指定場所を管轄する警察署の長に当該指定の状況を通報するものとする。

（報告）

第37条 航空隊長は、航空機の運航及び整備の状況について、毎月、書面により、警備課長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成16年11月1日本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成16年12月24日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年10月24日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第5号）

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日本部訓令第21号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。